

令和6年度
みやま市職員採用試験案内
(情報処理技術職・建築職)

求める職員像

～倫理観と使命感を持ち、果敢に挑み続ける職員～
変革の時代、前例踏襲にとらわれずに課題を解決していく柔軟性と、自ら考えて行動する積極性を持ち、自分自身を成長させることに意欲的な職員を求めています。

**【情報処理技術職・建築職】
より受験しやすい試験内容に変わりました！**

これまで実施していた教養試験、作文試験を廃止しました。
公務員試験対策は必要ありません！

◎受付期間：令和6年7月16日（火）～8月26日（月）
◎第1次試験日：令和6年9月 9日（月）～9月27日（金）
の間に1日

■募集職種（試験区分）

- ・情報処理技術職（民間等経験枠）
- ・建築職（民間等経験枠）



みやま市（総務部 総務課）

〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5
TEL 直通：0944-88-8809
代表：0944-63-6111（内線 337・338）



1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務の内容
情報処理技術職 (民間等経験枠)	1名程度	おもにDXの推進及び情報システムの運営管理、構築に関する業務に従事します
建築職 (民間等経験枠)	1名程度	おもに建築物の設計、施工監理、保守管理、建築指導等の業務に従事します

- ※ 受験申込みは、上記の試験区分のうち一つに限り受け付けます。
- ※ 当該採用試験（情報処理技術職・建築職）に受験申込みをした方は、令和6年度みやま市職員採用試験（一般行政事務・土木技術職・保健師）への受験申込みはできません。（併願申込みはできません。）
- ※ 採用予定人員は、変更になる場合があります。
- ※ 人事異動等により、試験区分と異なる職務に従事する場合があります。

2. 受験資格

試験区分	受験資格
情報処理技術職 (民間等経験枠)	昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、民間企業等で継続して1年以上就業した期間（ICTデジタル分野の職務経験に限る）が通算して3年以上ある人（令和6年7月31日現在）
建築職 (民間等経験枠)	昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、民間企業等で継続して1年以上就業した期間（設計、施工監理、保守管理、建築指導等の建築分野の職務経験に限る）が通算して3年以上ある人（令和6年7月31日現在）

- ※ 「民間企業等で継続して1年以上就業した期間」とは、会社員、公務員、自営業者等として、週あたり30時間以上の勤務を1年以上継続して就業した期間が該当します。
- ※ 職務経験が複数ある場合は通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職歴に限ります。

注1) 次に該当する人は受験できません。

【地方公務員法第16条に該当する人】

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ②みやま市において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

注2) 日本国籍を有しない人の受験資格等

- ①日本国籍を有しない人で次に該当する場合は受験資格を認めます。
- ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている**永住者**
 - ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている**特別永住者**
- ②試験の方法及び内容
試験はすべて日本語による出題・質問で、それに対する回答・応答もすべて日本語でしていただきます。
- ③採用後の担当業務等
公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。
- ※公権力の行使に該当する職務
（例）市税の賦課・督促・滞納処分、生活保護の決定及び立入調査、建築物・建築工事等の立入調査等
- ※公の意思の形成への参画
市政方針や最終的な政策決定等に重大に関与し、権限をもって意思決定を行う職をいい、原則として、専決権をもった課長級以上の職を指します。

3. 試験の日程

	試験日等	試験区分
第一次試験	9月9日（月）～9月27日（金）の間で1日 ※所要時間は30分程度を予定 詳しい日時及び方法等は、受付期間終了後、受験票を送付する際にお知らせします。	・ 情報処理技術職 （民間等経験枠） ・ 建築職 （民間等経験枠）
第二次試験	10月下旬（予定） 詳しい日時及び会場等は、第1次試験合格者発表の際に、合格者へ文書でお知らせします。	・ 情報処理技術職 （民間等経験枠） ・ 建築職 （民間等経験枠）

4. 試験の方法

	試験区分	試験種目	内 容
第一次試験	情報処理技術職 (民間等経験枠)	書類審査	職務経験の有用性について判定するもの
	建築職 (民間等経験枠)	録画選考 (Web)	職員としてふさわしい人物かどうか判定するもの
第二次試験	情報処理技術職 (民間等経験枠) 建築職 (民間等経験枠)	個人面接 (対面)	職員としてふさわしい人物かどうか判定するもの

5. 受験手続き

(1) 受付期間

令和6年7月16日(火)～8月26日(月) 17時まで

(2) 申込方法

**※試験申込みは、原則電子申請をお願いします。
電子申請を利用できない場合に限り、持参または郵送でも受け付けます。**

ア. 電子申請

申込みは、みやま市公式ホームページ (<https://www.city.miyama.lg.jp/>) の「市政情報」⇒「職員・人事」⇒「職員募集」⇒「【令和6年度】みやま市職員・消防職員採用試験」⇒「令和6年度みやま市職員採用試験」から行ってください。

※右のQRコードからも入れます



採用申込フォーム(マイナポータル・ぴったりサービス)で、画面の指示に従って必要事項を記入し、写真データと併せて送信してください。

写真データは以下のすべてを満たす写真としてください。

- ① 申し込み前3カ月以内に撮影したもの
- ② 帽子をとって正面から上半身を写したもので本人と確認できるもの
- ③ 写真データのサイズが、概ね4(縦):3(横)であること

申込フォームによる申し込みは、受付期間内で**8月26日(月)17時まで**に申請が完了したものに限り受け付けます。

イ. 持参または郵送（電子申請を利用できない場合）

「採用試験申込書兼履歴書」に必要事項を記載の上、本人であることが明瞭に確認できる「3カ月以内に撮影した上半身脱帽の写真」1枚を貼付のうえ、みやま市役所総務部総務課人事係まで持参または郵送してください。

あわせて「職務経歴書」に職歴等を記載し、「採用試験申込書兼履歴書」に添付してください。

郵送で申し込まれる方は、封筒の表に「受験申込書」と朱書きし、必ず簡易書留郵便で送ってください。その他の方法で郵送した場合の事故については責任を負いません。8月26日(月)17時までに到着したもので、書類が完備しているものに限って受け付けます。

(3) 受験票の送付

受付期間終了後、申込時に記載されたメールアドレスあてに受験票を送付しますので、確認してください。

受験票の送付時に、第1次試験（録画選考）の詳細をお知らせします。

9月2日(月)までに受験票が添付されたメールが届かないときは、直ちにみやま市役所総務部総務課人事係まで連絡してください。

(4) 申し込み及び問い合わせ先

〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5番地

みやま市役所 総務部 総務課 人事係

電話（直通）0944-88-8809 （代表）0944-63-6111（内線337・338）

6. 合格者の発表

区 分	時期（予定）	掲 示 場 所
第1次合格者発表	10月上旬	みやま市役所 本庁舎前掲示板
第2次合格者発表	10月下旬	

◎第1次合格発表及び最終合格発表とも、みやま市役所本庁舎前掲示板に掲示します。また、みやま市ホームページに掲載予定です。

◎合格者にのみ本人宛に文書で通知します。ただし、郵便事故等のために延着や不着となる場合がありますので、必ず掲示板等で確認してください。

※電話による合否の問い合わせにはお答えできません。

○試験結果の開示について

試験結果については、不合格者本人に対してのみ、総合得点及び順位を口頭により開示します。

この場合、受験票と本人確認用の運転免許証、パスポート又は学生証等が必要です。

①開示期間：合格者発表の日の翌日から14日間（開示時間は8時30分から17時まで。土曜日・日曜日・祝日等は除く）

②開示場所：みやま市役所 総務部総務課人事係

7. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験の区分毎に採用候補者名簿に登載され、必要に応じて令和7年4月1日以降採用（原則として6カ月間は条件付き採用）されます。
*ただし、採用候補者名簿の効力は、令和8年3月31日までとなります。
- (2) 受験資格がないこと、又は受験申込書兼履歴書の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。また、採用後に受験資格がなかったことが明らかになった場合は、免職処分とします。
- (3) 合格決定後、職務経験期間の確認のため職務経歴証明書を提出していただきます。

8. 勤務条件等

(1) 給料・その他

給料は、みやま市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給されます（高校卒業170,900円程度、大学卒業196,200円程度）。なお、学歴、経験年数により加算される場合があります。

このほか、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

また、民間企業における職務経験年数に応じた初任給の例としては次のとおりです。

① 大学卒業後、職務経験年数 8年（採用時30歳）：252,000円程度＋諸手当

② 大学卒業後、職務経験年数 17年（採用時39歳）：304,400円程度＋諸手当

注）条例の改正（給与改定等）があった場合のほか、職務経験等の内容によっては、上記と異なる場合があります。

(2) 勤務時間・休暇

勤務時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時00分で、休日は毎週土・日曜日、祝日及び年末年始となっています。ただし、配属先によって異なる場合があります。

年次有給休暇は、1年に20日（採用初年度は15日）です。その他特別休暇（夏季休暇、結婚休暇、子育て支援休暇など）があります。

(3) 福利厚生

共済組合の組合員及び互助会の会員となり、医療給付などの各種給付・貸付などが受けられます。